

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業 助成金交付申請の手引き (処理経費)

●本事業は環境省が実施する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理支援事業助成金（以下「低濃度PCB助成金(国)」という。）の交付決定を受けることが申請の必須要件です。必ず低濃度PCB助成金(国)の交付決定を受けてから東京都の助成金申請をしてください。

令和8年4月
東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

<お問い合わせ先>

TEL : [03-3649-8541](tel:03-3649-8541) (微量PCB助成金担当)

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

9時から12時、13時から17時まで

<申請書類の提出先>

公益財団法人東京都環境公社（微量PCB助成金担当宛）

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5

東京トラフィック錦糸町ビル5階

info-pcb@tokyokankyo.jp

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請・受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業は、「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて実施されています。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他不正な手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該交付要綱第 17 条に基づき、その名称及び不正の内容を公表することができます。
4. 上記 3 に基づき、助成金の交付を取消した場合においては、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じます。（延滞金を含む。）

- PCBは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設のトランスなどに幅広く利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件を機にPCBの毒性が大きな社会問題となり、昭和49年に製造・輸入・使用が原則として禁止されました。
- その後、平成14年になって、PCBを使用していないはずのトランス等電気機器の中に微量のPCB（濃度0.5～100mg/kg程度のPCB）に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明しました。国等の調査では、このような微量PCB汚染電気機器は全国に120万台あると推定しており、この数字から都内には10万台程度あると考えられています。
- 微量PCBに汚染されているか否かについては、縁油中のPCBを分析により判定しなければなりません。分析の結果、0.5mg/kgを超えてPCBが検出された場合は、微量PCB廃棄物に該当し、国の認定した無害化処理施設等で令和9年3月31日までに処理する必要があります。
- 微量のPCBに汚染された廃棄物の処理は、通常の産業廃棄物の処理費用に比べ高額となることから、東京都は、中小企業者の負担を軽減し、処理を促進するため、微量PCB廃棄物処理費用の助成制度を実施し、PCBによる環境汚染リスクの軽減を図ることとしました。

なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

<お問い合わせ先>

公益財団法人東京都環境公社 微量PCB助成金担当 TEL 03-3649-8541（直通） 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9時から12時、13時から17時まで

目次

1 助成事業の概要	ページ数
(1)助成対象となる廃棄物	1
(2)助成対象者	2
(3)助成対象経費	3
(4)助成金の額及び限度額	3
2 交付手続き	
(1)手続きフロー図	7
(2)交付申請	8
(3)交付決定	10
(4)処理委託の実施	10
(5)実績報告	10
(6)助成額の確定	10
(7)助成金の支払い	10
(8)申請内容の変更	10
3 必要書類	
(1)交付申請時	12
(2)実績報告時	13
4 その他の事項	14
5 参考資料	
参考1 会社以外の法人の主たる業種について	15
参考2 無害化処理施設・許可施設一覧	16
6 様式記入例	17

1 助成事業の概要

微量のPCB(濃度0.5mg/kgを超えるPCB)に汚染された絶縁油や電気機器を適正かつ早期に処理するため、処理に係る経費の一部を助成します。

(1) 助成対象となる廃棄物

東京都内で保管している機器を、国の無害化処理認定施設又は都道府県知事の許可を受けた処理施設で処分する、次に掲げる廃棄物が助成対象となります。

- ① 微量 PCB の含有が確認された絶縁油
- ② 微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサー等の電気機器
*令和7年3月現在の無害化処理認定施設は16ページを参照してください。
*無害化処理認定施設により取り扱うPCB廃棄物が異なりますので、ご注意ください。
- ③ 微量PCB絶縁油が付着し、若しくは封入されたドラム缶等
*ただし、ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したものと並びに安定器および安定器から取り出したコンデンサーを除く。

□東京都環境局への届出について（処分をする前にご確認ください）□

＜絶縁油を分析した結果、PCBを含有していることが判明した場合＞
高濃度・低濃度に拘わらず東京都環境局へPCBの使用・保管届出書の提出が必要となります。

＜届出に記載した機器の処分が終了した場合＞
PCB廃棄物の処分終了の届出書の提出が必要となります。
詳細は東京都環境局ホームページをご確認ください。

■PCB廃棄物の届出に関するお問い合わせ■

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
PCB処理対策担当（助成金の申請窓口ではありません）
電話：03-5388-3573

(2) 助成対象者

申請に当たっては、次のア及びイの要件を満たす必要があります。

ア. 低濃度PCB助成金(国)の交付決定を受けた者であり、かつ、次に該当する方が助成金交付の対象となります。ただし、低濃度PCB助成金(国)の受付が終了した場合もしくは対象者でない場合は、低濃度PCB助成金(国)の交付決定を要件としません。

① 個人

② 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、
企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

③ 中小企業者

業種	資本金・従業員数
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
製造業・その他の業種	3億円以下 又は 300人以下

④ 会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	100人
卸売業に属する事業	100人
小売業に属する事業	50人
製造業、その他の業種に属する事業	300人

*学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は設立根拠法により従業員数が100人以下の場合、助成対象となります。

⑤ マンション等建物管理組合法人

*法人格を有していないマンション等建物管理組合は個人として扱います。

*主たる事業は、15ページ「参考1 会社以外の法人の主たる業種について」をご参照ください。

*従業員数とは、労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。

*③中小企業者で資本金が当てはまらず、従業員数のみ当てはまる場合、または④会社以外の法人の場合、業種ごとに規定した従業員数以下であることを証する書類が必要です(13ページをご参照ください。)

***本社が都内にない法人であっても、助成対象廃棄物を都内の事業所で保管している場合は、助成の対象となります。**

*国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

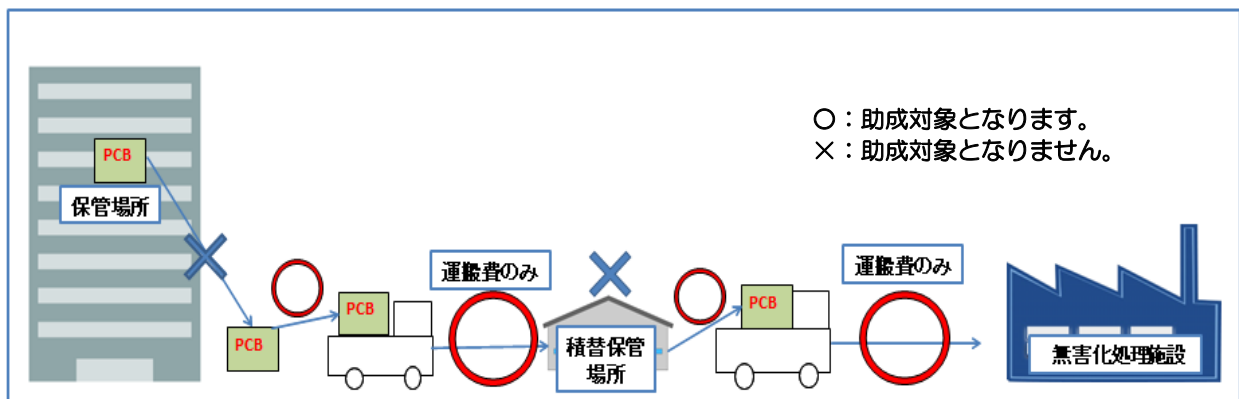
イ. 次のいずれにも該当しない者であること。

- ①暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）
- ②暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ③法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- ④法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
- ⑤税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(3) 助成対象経費

- ①電気機器から微量 PCB 絶縁油を抜き取るために要する経費
 - ②助成対象物の収集運搬に要する経費。ただし、次の経費は除きます。
 - ア 助成対象物を、保管場所から運び出す経費
 - イ 積み替え保管場所で発生する経費
 - ウ 分析時の検体用の油、交付時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など
 - ③助成対象物の処分に要する経費
- なお、消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。

【参考】収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



(4) 助成金の額及び限度額

○助成金の額

助成対象経費の合計額から、低濃度 PCB 助成金(国)の額を控除した額の 2 分の 1

※低濃度 PCB 助成金(国)の対象者でない場合

助成対象経費の合計額の 2 分の 1

*微量 PCB を含む油（廃電気機器）と微量 PCB を含まない油（廃電気機器）を同時に運搬・処理を行うときは、微量 PCB を含まない油の経費を除いた額が助成対象経費となります。（助成金の考え方：トランス等の劣化した絶縁油の交換作業は PCB 汚染に拘わらず行われます。本助成事業は、微量 PCB が混入しているために増額される費用を対象としています。）

○限度額

①使用中のトランスから微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処理する場合

次の表の合計油量の抜き取り作業台数の欄に掲げる値の額（単位：千円）

合計油量 \ 抜き取り作業台数	抜き取り作業台数					
	1台	2台	3台	4台	5台	6台以上
750ℓ超	120	165	214	263	327	
600ℓ超 750ℓ以下					259	
500ℓ以上 600ℓ以下					168	
450ℓ超 500ℓ未満						
400ℓ以上 450ℓ以下						
300ℓ超 400ℓ未満						
300ℓ						
200ℓ以上 300ℓ未満						
150ℓ超 200ℓ未満						
100ℓ以上 150ℓ以下						102
100ℓ未満	84	101				

備考1「抜き取り作業台数」とは、微量PCB絶縁油の抜き取りを行う電気機器の台数をいう。

2「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

3 抜き取り作業台数が6台以上である場合の助成限度額は、合計油量の欄に掲げる合計油量に応じ、6台以上の欄に定める助成限度額について次の式により算定する額（単位 千円）とする。

$$\text{助成限度額} = \frac{\text{「6台以上」の欄の値}}{5} \times \text{申請台数}$$

[助成額の算出例]

引き続き使用するトランス2台から微量PCB絶縁油を抜き取り、合計250リットルの微量PCB油を処理する場合

トランス1 100KVA 油量 150リットル

トランス2 75KVA 油量 100リットル

(単位：円)

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油 (b)	助成対象額 (a)-(b)=(c)	助成額 (c)×1/2
絶縁油抜き取り経費	300,000	170,000	130,000	_____
収集運搬経費	120,000	40,000	80,000	_____
処分経費	50,000	0	50,000	_____
合計	470,000	210,000	260,000	130,000

* 普通の絶縁油は有価物として売却を想定したため、処分費は0円

②ドラム缶等容器に保管している微量PCB絶縁油を、容器ごと処理する場合

次の表の左欄に掲げる合計油量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

合計油量（単位 リットル）	限度額（単位 千円）
150 超	120
100 以上 150 以下	102
100 未満	84

備考「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

[助成額の算出例]

ドラム缶1本に保管している微量PCB絶縁油200リットルをドラム缶ごと処理する場合

（単位：円）

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油入りドラム缶 (b1)	低濃度PCB助成金(国)の額(b2)	助成対象額 (a)-(b1)-(b2) =(c)	助成額 (c)×1/2
収集運搬経費	100,000	0	———	———	———
処分経費	150,000	0	———	———	———
合計	250,000	0	125,000*1	125,000	62,500

※1 都と低濃度PCB助成金(国)の共通の対象経費の1/2の額となる

《低濃度PCB助成金(国)の対象者でない場合》

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通の絶縁油入りドラム缶 (b)	助成対象額 (a)-(b)=(c)	助成額 (c)×1/2
収集運搬経費	100,000	0	100,000	———
処分経費	150,000	0	150,000	———
合計	250,000	0	250,000	120,000

*普通の絶縁油は有価物として売却を想定したため、処分費は0円

③微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合

機器電源容量 (単位 kVA)	限度額 (単位 千円/台)
75 kVA 以上	450
30kVA 超 75 kVA 未満	350
30 kVA 以下	250

備考1 「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。

備考2 微量PCB廃電気機器が2台以上である場合の助成限度額は、微量PCB廃電気機器ごとの助成限度額を合計した額とする。

[助成額の算出例]

微量PCB絶縁油が封入されたトランス (30 kVA/150kg) 1台を処理する場合

(単位：円)

助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通のトランス (b1)	低濃度PCB助成金(国)の額(b2)	助成対象額 (a)-(b1)-(b2) = (c)	助成額 (c)×1/2
収集運搬経費	200,000	0	_____	_____	_____
処分経費	350,000	0	_____	_____	_____
合計	550,000	0	275,000*1	275,000	137,500

※1 都と低濃度PCB助成金(国)の共通の対象経費の1/2の額となる

《低濃度PCB助成金(国)の対象者でない場合》

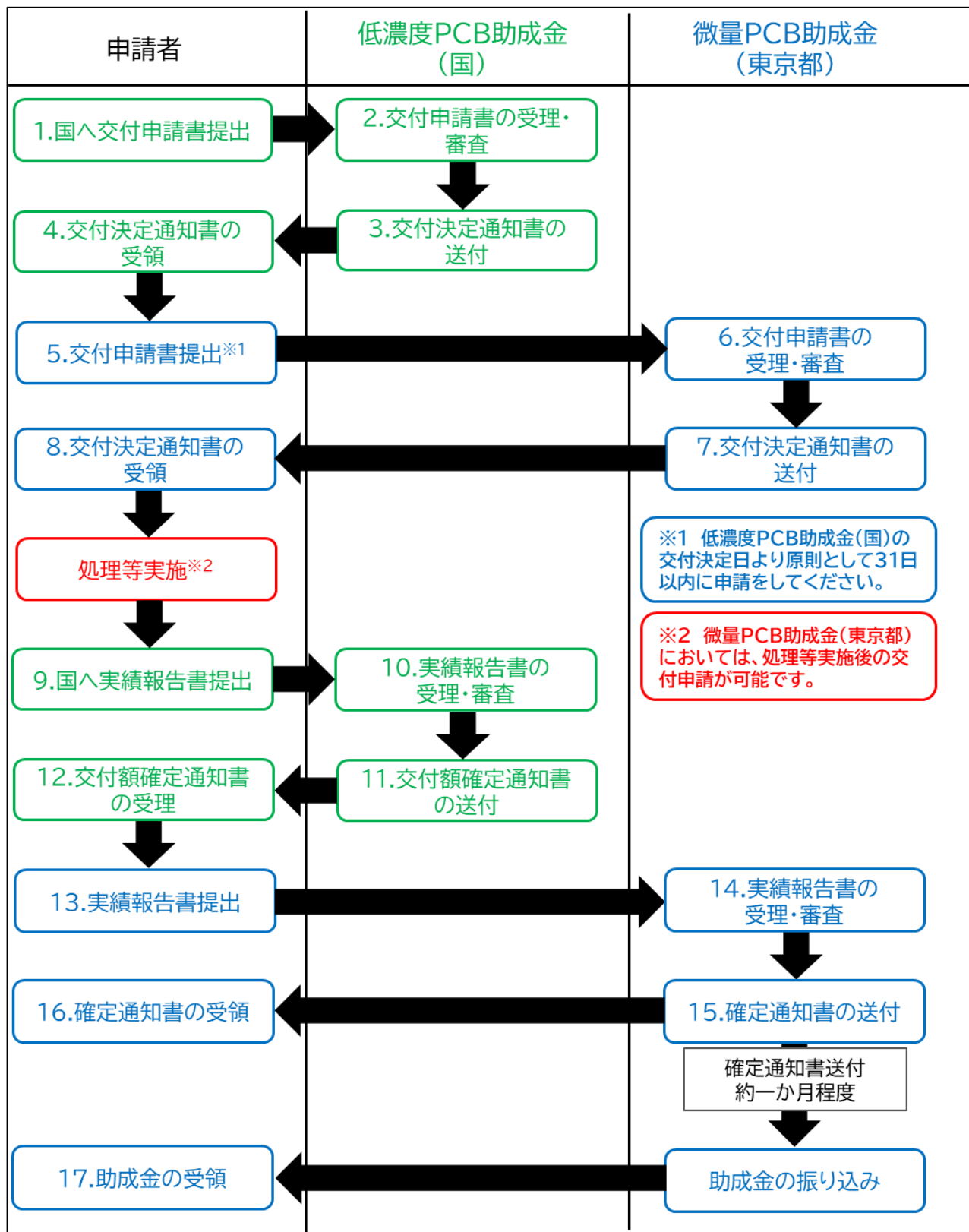
助成対象経費	PCB処理経費 (a)	普通のトランス (b)	助成対象額 (a)-(b)=(c)	助成額 (c)×1/2
収集運搬経費	200,000	0	200,000	_____
処分経費	350,000	0	350,000	_____
合計	550,000	0	550,000	275,000
				250,000

*普通のトランスは有価物として売却を想定したため、運搬・処分費は0円

*助成額が限度額を超過しているため、助成額は(c)×1/2の275,000円ではなく、限度額である250,000円となる。

2 申請手続き

(1) 手続きフロー



(2) 交付申請

① 申請受付期限

令和9年3月31日（公社必着）

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

* 低濃度 PCB 助成金(国)の受付が終了した場合には、低濃度 PCB 助成金(国)の交付決定を要件としません。なお、その場合は、事前申請が必要となります。東京都微量 PCB 助成金の申請は処分をする前に申請を受付けます。

* 申請書の受付けは先着順です。なお、予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

② 申請書類の提出

助成金交付申請書（1号様式）は必要事項を記載の上、その他必要書類（13ページ参照）と共に、郵送、持参又は電子メールで提出してください。

※ 提出書類は返却しませんので、必ずコピー又はデータ保存を行った上で提出してください。なお、申請内容に関して公社から確認などの連絡をさせていただくことがあります。

提出部数 1部

公社のホームページから申請書の様式をダウンロードし、記入してください。

記入した申請書とその他必要書類は以下の宛先へご郵送ください。

(https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb_syori/)

②-1 郵送等により提出する場合

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル5階 公益財団法人東京都環境公社（微量PCB助成金担当 宛）
--

なお、申請書を手書きする場合は A4 サイズで片面印刷の上、必ず黒又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や万年筆等で丁寧に記入してください。鉛筆や消すことのできるペンで記入したもの、黒又は青色以外の色で記入したものについては、受付けできませんのでご注意ください。

また、窓口を持参する場合は、必ずあらかじめ電話で予約してください。

TEL 03-3649-8541 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9時から12時、13時から17時まで
--

②-2 電子メールにより提出する場合

- 1) 会社のホームページから、申請書をダウンロードし、必要事項を入力してください。
- 2) 入力後、下記のアドレスに申請書と必要書類を添付の上、送信してください。

(書類提出用アドレス info-pcb@tokyokankyo.jp)

なお、メール提出する場合は、以下の注意事項を必ずご一読の上、漏れの無いようご注意ください。

【メール提出時の注意事項】

- 1つの申請につき1つのメールにてお送りください。(複数申請する場合は、メールを分けてご提出ください。)
- メールのはじめは「【申請者名】 処理 提出書類名」としてご提出ください。
(例)【東京 太郎】 処理 交付申請書一式
【東京 太郎】 処理 実績報告書一式
- 申請書はPDF化したものを添付してください。(申請書をカメラで撮影し、写真で提出することやPDF化されていない書類は受け付けできませんのでご注意ください。)
- 会社様式以外の添付書類のファイルは、ファイルのタイトルを書類の名称にしてください。(例)微量PCB処分見積書
- 会社様式以外の添付書類も原則PDFで提出してください。ただし、PDFでの提出が難しい場合、写真での提出を可とします。不鮮明なもの、字が読めないものは受け付けできませんのでご注意ください。なお、申請書と同様に、PDF化されていないエクセル等については受け付けできませんのでご注意ください。
- 申請書及び添付書類には、申請者等の個人情報が含まれます。メールの誤送信により意図せず会社以外の第三者に申請書類が届いてしまう恐れがありますので、メール提出に当たっては、申請書類(PDF)をパスワードにより保護することを強く推奨します。

また、情報セキュリティの観点からzip形式で圧縮された申請書類は受け付けることができません。そのため、申請書類(PDF)そのものにパスワードをかけて保護し、ご提出ください(申請書類をzipフォルダに格納しパスワードを付して保護する形式では受け付けることができません)。

なお、PDFをパスワードで保護する方法は、アドビ株式会社のホームページ等でご確認ください。

- メールで提出された書類の形式に不備がある場合、公社からメール等でご連絡します。公社からのメール内容に従い再提出をお願いします。（申請後は、念のため迷惑メールフォルダ等のご確認をお願いします。）

(3) 交付決定

公社は、申請書を受付けた後、審査し交付要件に合致していると認めるときは、交付決定通知書を送付します。

* 令和9年3月31日までに処分の委託契約が締結されていない場合は、決定の取消しとなる場合があります。

(4) 処理委託の実施

○収集運搬及び処分の実施後に、交付申請が可能です。**低濃度PCB助成金(国)の交付決定日より原則として31日以内に申請**をしてください。

○微量PCB廃棄物を運搬業者に引渡す際には、微量PCB廃棄物の種類ごとに、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」という。）を交付するとともに、積込み時には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行われているか、委託契約書の内容と相違がないか等について確認してください。

(5) 実績報告

○令和9年12月28日（公社必着）

* 低濃度PCB助成金(国)の交付額確定通知書を受領した後に、実績報告書（第5号様式）と、その他必要書類（14 ページ参照）を提出してください。

* 提出方法は交付申請と同じです。

(6) 助成額の確定

公社は、実績報告の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められた場合は、助成金確定通知書を送付します。

(7) 助成金の支払い

公社は助成金確定通知書を送付後 1 箇月程度で指定口座に助成金を振り込みます。

(8) 申請内容の変更

交付決定通知後に下記に示す申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認

申請書（第3号様式）を提出してください。公社は、変更内容を承認した場合は、承認通知書を送付します。

- 経費配分に変更が生じた場合
- 事業の内容を変更する場合
- 事業を廃止する場合
- 申請者の情報に変更が生じた場合
- 助成金振込先に変更が生じた場合

【処理施設搬入時に重量に差が生じた場合及び低濃度PCB助成金(国)の補助金の交付決定通知書と交付額確定通知書に差異があった場合の注意】

上記のように、交付決定通知後に申請内容に変更が生じた場合は、「承認申請書（第3号様式）」を提出し、公社が発行する承認通知書を受領してから作業を実施することとなっています。

しかし、電気機器を処理施設に搬入した際の計量で、機器の重量に差が生じること及び、低濃度PCB助成金(国)の交付決定通知書と交付額確定通知書に差異が生じる場合があります。

この場合は、作業を実施する前に「承認申請書」を提出することが出来ないため、「承認申請書」の提出は不要となりますが、処分後に提出する「実績報告書（第5号様式）」の【4】変更の内容、【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容に必要な事項を記入して提出してください。

3 必要書類

(1) 交付申請時

	書類名(様式)	提出形態	注意事項
1	助成金交付申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(原本) メール提出(PDF) 	<ul style="list-style-type: none"> (公財)東京都環境公社 PCB廃棄物助成事業 ホームページからダウンロード ※インターネットをご利用にならない場合は郵送いたします。 ※審査から交付決定までは通常2~3週間要します。
2	誓約書 (第8号の2様式)	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(原本) メール提出(PDF) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報等の取扱い・行政書士法に関する誓約書(直筆の署名、又は押印)
3	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(写し) メール提出(PDF/写真) 	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象経費ごとの税抜き金額の記載されていること。 見積書の発行日が記載されていること。 見積書の宛名が交付申請者と同一であること。 見積書の内訳に記載された内容と交付申請書(第1号様式)に記載された内容が一致していること。 見積書の合計金額の中に、助成対象外となる経費が含まれる場合は、その内容と金額の記載があること。 ※絶縁油を抜き取り処分する場合には、PCB汚染による増額分を記載した見積書が必要
4	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(写し) メール提出(PDF/写真) 	<p>【中小企業者/中小企業団体】</p> <p>①印鑑証明書(発行後3箇月以内)</p> <p>②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書 } いずれか一つ (発行後3箇月以内。ただし、低濃度PCB助成金(国)へ提出したもので可・オンライン取得不可)</p> <p>※資本金の額及び代表者名が記載されていること</p> <p>※中小企業者のうち、資本金の額が規定を超えている場合は、下記の従業員数が確認できる書類を一つ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働保険概算保険料申告書(控え) 法人税確定申告書添付書類(法人事業概況説明書)など ※公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書などを併せて提出してください。 <p>【会社以外の法人】</p> <p>①印鑑証明書(発行後3箇月以内)</p> <p>②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書 } いずれか一つ (発行後3箇月以内。ただし、低濃度PCB助成金(国)へ提出したもので可・オンライン取得不可)</p> <p>③従業員数を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働保険概算保険料申告書(控え) 法人税確定申告書添付書類(法人事業概況説明書)など ※表(P3)に定めた従業員数が確認できること ※公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書などを併せて提出してください。 <p>【個人】</p> <p>次のうちいずれか一つ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 運転経歴証明書 マイナンバーカード(表面) ※マイナンバー(個人番号)の記載がある裏面は提出しないでください。 外国人登録証明書 在留カード 特別永住者証明書 身体障害者手帳 療育手帳 印鑑証明書(発行後3箇月以内) ※有効期限内のものであること。 ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの。 ※氏名と住所が記載された頁が分かっている場合は、両方の頁の写し。 ※住所の記載がない場合は、住所が確認できる書類を併せて提出すること。 ※日本で発行されたものであること。 <p>【マンション等管理組合】※マンション管理組合法人を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理組合規約 総会議事録(代表者が選任されたことが分かるもの)
5	試験成績書	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(写し) メール提出(PDF/写真) 	<ul style="list-style-type: none"> 計量証明事業者(分析事業者)が発行する絶縁油のPCB濃度の証明書(試験成績書等) 証明書に機器の製造者、製造年月日、製造番号の記載があり、申請した機器と同一のものであるか確認してください。※宛名は申請者名であること。
6	低濃度PCB助成金(国)へ提出した見積書	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(写し) メール提出(PDF) 	低濃度PCB助成金(国)が指定した見積書
7	低濃度PCB助成金(国)の交付決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> 郵送提出(写し) メール提出(PDF) 	<p>第2号様式</p> <p>※交付決定日より1箇月程度(原則、31日)以内</p>

*低濃度PCB助成金(国)の受付が終了された場合は、6及び7の提出は不要です。

【見積依頼する際の注意】

微量PCB廃棄物の運搬、処分を委託する場合、事前に委託しようとする微量PCB汚染廃電気機器等の種類、数量、製造メーカー、製造番号、製造年月、電源容量、重量、寸法（幅、奥行き、高さ）性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を控え、受託者に通知してください。

処理施設により、処理できる微量PCB廃棄物の種類が異なります。また、処理施設により収集運搬業者が限定されている場合がありますので、依頼する際には確認が必要です。

（無害化認定処理施設一覧 17ページ参照）

○過去3か月以内に「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業」を申請した者にあつては、東京都微量 PCB 廃棄物助成金交付決定通知書の写しをもって、助成対象者本人であることを証明する書類及び常時使用する従業員の数を証明する書類を省略することができます。

(2) 実績報告時

	書類名（様式）	提出形態	注意事項
1	実績報告書 (第5号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送提出（原本） ・メール提出（PDF） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）東京都環境公社 PCB廃棄物助成事業 ホームページからダウンロード ※インターネットをご利用になれない場合は郵送します。 ※審査から交付額確定までは通常2～3週間要します。
2	請求書 (第7号様式)		
3	産業廃棄物処理委託 契約書（処理業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送提出（写し） ・メール提出（PDF/写真） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年3月31日までに処分の委託契約が締結されていること。 ※契約日・排出事業者・処分業者・産業廃棄物種類・名称・数量が確認できる箇所を提出すること。
4	マニフェスト伝票 D票		<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設から処分終了後に返送されるマニフェスト伝票D票 ・電子マニフェストの場合は、発行日・排出者・排出事業場・収集運搬受託者・処分受託者・処分終了年月日等が分かる画面を添付すること。
5	請求明細書		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時に提出した見積もり業者と同一の会社であること。 ・見積書と同一の内訳内容であること。
6	支払を証明する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・支払いの事実を確認できる書類（金融機関発行の証明書等） ・インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されていて、振込が完了していることが確認できる画面を提出すること。 ※見積書・請求明細書・支払を証明する書類の契約者名・金額は同一であること。 (契約者名は申請者と同一としてください。)
7	低濃度PCB助成金 (国)の 交付額確定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送提出（写し） ・メール提出（PDF） 	第4号様式

* 令和7年12月31日以前に交付申請をされた方で、低濃度PCB助成金(国)の交付を受けてない申請者においては7の提出は不要です。

支払いを証明する書類例

お取引明細票					
お取引内容	お取引日	お取扱店	機械番号	お取扱番号	
お振込	070703	0012	0100	0150	
銀行番号	店番号	科目・口座番号			
4321	001	0123456***			
万円札	五千円札	二千円札	千円札	お取引金額 (振替)	
*	*	*	*	*404,200	
硬貨	円				
お取扱時刻	消費税込手数料	お取引後残高			
12:00	5.50	*			
お振込先 ○○銀行 △△支店 普通 1234567 カブ サンカクサンカク マルマル(カブ) 様 03-3649-8541					
□□□□銀行					

振込金額収証	
お客さま番号	99-99-99999
金額	¥424,200
<small>(消費税等 385,636円 が含まれています)</small>	
被振込店	○○銀行 △△支店
名義	株式会社 △△
お振込人 ○○株式会社 様	
年月日	
受付店	銀行 収入印紙 受領印 支店

※受領印があること

総合振込の受付明細照会(照会結果)						
2025年 8月5日						
○○株式会社						
◆口座情報						
申請日時	2025.7.16	(一次承認日時)	2025.7.23	承認日時	2025.7.24	
申請者名	東京一郎	(一次承認者名)	○○○○	承認者名	環境太郎	
引落口座	○○銀行普通1234567○○株式会社					
依頼人名	マルマル(カブ)					
振込指定日	2025.7.30					
振込データ名	微量PCB振込7.30					
◆口座情報						
通番	振込先コード1 振込先コード2	口座名(カナ) (漢字)	振込先口座	入力金額(円) 先 方負担手数料 (円)	振込依頼人番号 /EDM情報 (円)	エラー /注意
		メモ		振込金額(円)	銀行への支払 手数料(円)	
1						
2	0000654321	カブ サンカクサンカク	○○銀行 △△支店 普通1234567	404,200		
				404,200	100	

4 その他の事項

本手引きは、「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。要綱については、公益財団法人東京都環境公社のホームページをご覧ください。

5 参考資料

参考1 会社以外の法人の主たる業種について

業種	日本標準産業分類 (第14回改定(令和6年4月1日施行)に基づく)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他の業種	上記以外の全て

*各分類の詳細については、日本標準産業分類(総務省)をご参照ください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

参考2 無害化処理施設・許可施設一覧 (処理の方法が「焼却」の施設のみ掲載)

令和7年3月31日現在

事業者名 問合せ先	設置場所	収集運搬の有無	廃棄物の種類 (微量PCB廃電気機器等・ 低濃度PCB含有廃棄物)					事業者名 問合せ先	設置場所	収集運搬の有無	廃棄物の種類 (微量PCB廃電気機器等・ 低濃度PCB含有廃棄物)				
			廃油	コンデンサ等	汚染物	その他	処理物				廃油	コンデンサ等	汚染物	その他	処理物
光和精鉱株式会社 093-872-2100	福岡県		●	●	●	●	無 害 化 処 理 認 定 施 設	JX金属苫小牧ケミカル株式会社 0144-56-0231	北海道		●	●	●	●	
株式会社クレハ環境 0246-63-1231	福島県	有	●	●	●	●		DINS関西株式会社 072-243-6335	大阪府		●		●	●	
エコシステム秋田株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 東北営業部 0186-46-1500	秋田県		●	●	●	●		ユナイテッド計画株式会社 018-877-3027	秋田県	有	●	●	●	●	
神戸環境クリエート株式会社 078-651-5060	兵庫県		●		●	●		エコシステム小坂株式会社 03-6847-7011	秋田県	有			●	●	
株式会社富山環境整備 076-469-5356	富山県	有	●	●	●	●		三池製錬株式会社 0944-53-7262	福岡県				●	●	
株式会社富士クリーン 087-878-3111	香川県	有	●	●	●	●		日重環境株式会社 0277-73-0194	群馬県	有	●	●	●	●	
株式会社ジオレ・ジャパン 06-6411-3690	兵庫県		●					株式会社太洋サービス 053-447-4640	静岡県	有	●	●	●	●	
三光株式会社 0859-44-5367	鳥取県	有	●	●	●	●		東京鐵鋼株式会社 0178-28-9191	青森県		●	●	●	●	
杉田建材株式会社 0436-96-1311	千葉県	有	●	●	●	●		エコシステム千葉株式会社 (受付)エコシステムジャパン(株) 関東営業部 0438-60-7175	千葉県	有	●	●	●	●	
J&T環境株式会社 045-505-7949	神奈川県		●		●	●		JFE条鋼株式会社 03-5777-3811	岡山県				●		
群桐エココ株式会社 0276-55-0500	群馬県	有	●	●	●	●		エコシステム山陽株式会社 (受付)エコシステムジャパン(株) 西部営業部 0868-62-1341	岡山県		●	●	●	●	
環境開発株式会社 076-244-3132	石川県	有	●		●	●		三重中央開発株式会社 0595-20-1631	三重県		●		●	●	
オオノ開発株式会社 089-976-1234	愛媛県	有	●	●	●	●									

6 様式記入例

〇〇〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者

住 所	〒 130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5
申請者名 (法人名)	フリガナ 〇〇〇〇〇カブシキガイシャ 〇〇〇〇〇株式会社
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウ タロウ 代表取締役 環境太郎
電話番号	03-3649-8541
<法人の場合> 業 種	製造業
<法人の場合> 従業員数	100人

【2】PCB廃棄物の保管状況等

微量PCBを保有する 事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載) 東京都立川市錦町4-6-3
微量PCBを保有する 事業所の名称	〇〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
収集運搬実施日または 予定日	〇〇〇〇 年 〇月 〇日
処分業者	株式会社△△△

【3】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	〇〇〇〇〇株式会社 管理課		
担当者氏名	東京 一郎		
住所	〒 130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5		
電話番号/FAX番号	TEL	03-3649-8541	FAX 03-3649-〇〇〇〇
メールアドレス	△△@〇〇〇.jp		

【4】経費配分

助成対象経費		都の助成対象経費 金額欄(A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場 合の金額(B1) *2	低濃度PCB助成金の 交付額(B2)	助成対象額 (A-B1-B2)÷2	
1	微量PCB絶縁油抜き取り 経費	円	円	円	円	
2	収集運搬経費	200,000 円	円	円	円	
3	処分経費	134,200 円	円	円	円	
4	上記1～3に係るその他 の経費	50,000 円	円	円	円	
上記1～4の合計 (消費税抜き)		384,200 円	0 円	167,100 円	(C)	108,550 円

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること
注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出す経費

イ 積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

↓

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	108,500 円

※ 上記(C)に百円未満がある場合、
百円未満を切捨てた額を(D)に記入

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない
場合は、空欄にすること

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分												
	抜き取りを行う電気機器の台数				台	微量PCB絶縁油の合計油量*3			0				
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分												
	ドラム缶		台	ペール缶		台	その他		台	合計油量	0		
	<input checked="" type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分												
トランス		1	台	コンデンサー		2	台	リアクトル	台	変成器	台	その他	台
絶縁油抜き取り又は 廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください)										
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量				
1	高圧トランス	0.6	〇〇電機	LV-6	123-456	1970	30 kVA	300	150kg				
2	高圧コンデンサ	1.5	〇〇電機	SSSS	654-321	1965	40 kVA	400	130kg				
3	高圧コンデンサ	1.7	〇〇電機	AAA	F789789	1975	50 kVA	500	12kg				
4							kVA						
5							kVA						

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

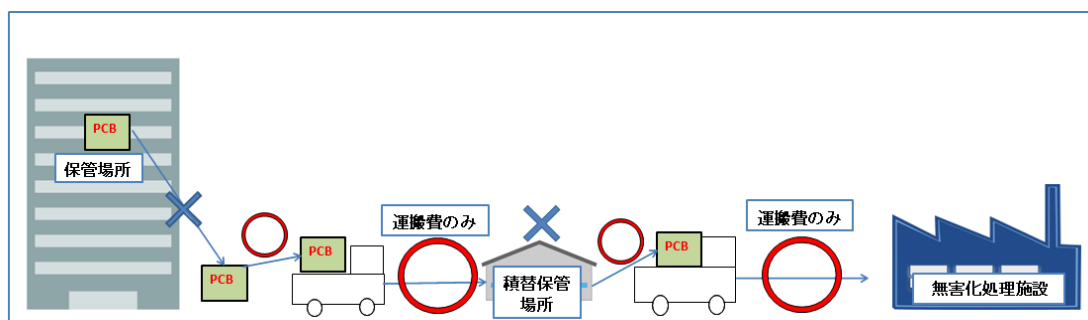
【6】助成金振込先

金融機関名	フリガナ ○○ギンコウ		金融機関コード			
	○○銀行		1	2	3	4
支店名	フリガナ △△シテン		支店コード			
	△△支店		5	6	7	
預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 貯蓄	
口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6 7
口座名義 (口座名義は申請者と同一)	フリガナ ○○カブシキガイシャ					
	○○株式会社					

【7】添付書類 下記の添付書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入してご提出ください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(内訳に税抜き金額が記載されたもの)	<input checked="" type="checkbox"/>
2	低濃度PCB助成金を申請する際に提出した見積書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
3	低濃度PCB助成金の交付決定通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
4	助成対象者本人であることを証明できる書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
5	計量証明事業者が発行した、微量PCBの濃度を証明する書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
6	第8号の2様式 誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>
7	常時使用する従業員の数を証明する書類の写し (4の書類で助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>

【参考】 収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



- ：助成対象となります。
- ×：助成対象となりません

※この申請書の用紙は、日本産業規格A列4番としてください。

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日 付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた
 東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金につ 記載不要 変更が生じたので、関係書類を添えて
 下記のとおり承認を申請します。

記

【1】申請者

住 所	〒 130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○○○カブシキガイシャ ○○○○株式会社
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウタロウ 代表取締役 環境太郎

【2】変更、廃止の理由

見積金額変更のため

【3】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること)

交付決定額	108,500 円
変更申請額	101,000 円

【4】変更の内容

助成対象経費	都の助成対象経費 金額欄(A)*1	微量PCBを含まない絶 縁油を処理する場合 の金額(B1)*2	低濃度PCB助成金 の交付額(B2)	助成対象額 (A-B1-B2)÷2
1 微量PCB絶縁油抜き取り経費	円	円	円	円
2 収集運搬経費	220,000 円	円	円	円
3 処分経費	134,200 円	円	円	円
4 上記1～3に係るその他の経費	50,000 円	円	円	円
上記1～4の合計 (消費税抜き)	404,200 円	0 円	177,100 円	(C) 113,550 円

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること

(1) 助成対象外となる経費について

ア 助成対象物を、保管場所から運び出す経費

イ 積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウェス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

上記(C)の百円未満を切捨て

(D) 113,500 円

※ 上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分													
	抜き取りを行う電気機器の台数					台	微量PCB絶縁油の合計油量*3			0				
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分													
	ドラム缶			台	ペール缶		台	その他		台	合計油量	0		
	<input checked="" type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分													
トランス			1	台	コンデンサー		2	台	リアクトル	台	変成器	台	その他	台
絶縁油抜き取り又は廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください)											
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量					
1	高圧トランス	0.6	〇〇電機	LV-6	123-456	1970	30 kVA	300	150kg					
2	高圧コンデンサ	1.5	〇〇電機	SSSS	654-321	1965	40 kVA	400	130kg					
3	高圧コンデンサ	1.7	〇〇電機	AAA	F789789	1975	50 kVA	500	12kg					
4							kVA							
5							kVA							

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

【6】助成金振込先の変更(変更がある場合に限り記載すること)

金融機関名	フリガナ 〇〇ギンコウ					金融機関コード			
	〇〇銀行					1	2	3	4
支店名	フリガナ △△シテン					支店コード			
	△△支店					5	6	7	
預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 貯蓄				
口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7		
口座名義 (口座名義は申請者と同一)	フリガナ 〇〇カブシキガイシャ								
	〇〇株式会社								

* 添付書類(申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること)

第5号様式

記入例

年 月 日

記載不要

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

年 月 日 付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績 係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】申請者

住 所	〒 130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○○○○カブシキガイシャ ○○○○○株式会社
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウタロウ 代表取締役 環境太郎

【2】助成金交付決定額

108,500 円

【3】助成対象事業完了日(マニフェスト票の処分終了年月日)

○○○○年 ○ 月 ○ 日

通知書の助成金交付決定額を記載 ※

【4】変更の内容(『処理施設搬入時 交付決定額に変更があった場合は変更後の金額を記載』) 定通知書と
交付額確定通知書に差異があった場合は

助成対象経費	都の助成対象経費 金額欄(A) *1	微量PCBを含まない絶 縁油を処理する場合 の金額(B1) *2	低濃度PCB助成金 の交付額(B2)	助成対象額 (A-B1-B2)÷2
1 微量PCB絶縁油抜き取り 経費	円	円	円	円
2 収集運搬経費	220,000 円	円	円	円
3 処分経費	132,200 円	円	円	円
4 上記1～3に係るその他の 経費	50,000 円	円	円	円
上記1～4の合計 (消費税抜き)	402,200 円	0 円	176,100 円	(C) 113,050 円

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること

- (1) 助成対象外となる経費について
ア 助成対象物を、保管場所から運び出す経費
イ 積み替え保管場所で発生する経費
(2) 助成対象物以外のものの例
分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること

※ 上記(C)に百円未満がある場合、
百円未満を切捨てた額を(D)に記入

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	113,000 円

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分												
	抜き取りを行う電気機器の台数					台	微量PCB絶縁油の合計油量*3			ℓ			
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分												
	ドラム缶		台	ペール缶		台	その他		台	合計油量	ℓ		
	<input checked="" type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分												
	トランス		1	台	コンデンサー		2	台	リアクトル	台	変成器	台	その他
絶縁油抜き取り又は廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください)										
			メーカー名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量				
1	高圧トランス	0.6	〇〇電機	LV-6	123-456	1970	30 kVA	30ℓ	150kg				
2	高圧トランス	1.5	〇〇電機	SSSS	654-321	1965	40 kVA	40ℓ	130kg				
3	高圧トランス	1.7	〇〇電機	AAA	F789789	1975	50 kVA	50ℓ	12kg				
4							kVA		kg				
5							kVA		kg				

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する洗浄油を含む

【6】添付書類

下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票D票)の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
2	請求明細書の写し(税抜きの金額を記載したもの。)	<input checked="" type="checkbox"/>
3	支払の事実を確認できる書類の写し(金融機関発行の証明書等)	<input checked="" type="checkbox"/>
4	低濃度PCB助成金の交付額決定通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
5	無害化処理施設又は許可施設と締結した処理委託契約書	<input checked="" type="checkbox"/>
6	第7号様式 助成金請求書	<input checked="" type="checkbox"/>

記入例

微量PCB処理申請

年 月 日

記載不要

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

通知書の助成金交付決定額を記載
※交付決定額に変更があった場合は変更後の金額を記載

請求金額 113,000 円

記載不要

年 月 日付 整理番号 号をもって、

助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

記載不要

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住所	〒 130-0022
	東京都墨田区江東橋4-26-5
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○○○○カブシキガイシャ
	○○○○○株式会社
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウタロウ
	代表取締役 環境太郎

記載不要

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び数量	

誓約書

私は東京都微量PCB廃棄物処理支援事業における助成金の申請を行うにあたり、東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱に基づき、以下の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。

この誓約が虚偽、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

(1)個人情報等の取扱いについて

私の個人情報を含む申請情報は、本助成金事業の審査、交付決定、交付、適正な執行、事業報告、統計分析並びに東京都及び公社が実施する各種事業の広報活動等のため、必要な範囲内で東京都に提供するほか、交付要綱第19条に従い利用されます。公社は、これを「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」に基づき適切に管理し、法令を遵守します。

(2)行政書士法の一部改正する法律の施行について

行政書士ではない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業として行うことは法律で禁止されていることを理解しています。(法律に別段の定めがある場合を除く。)

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

申請者
会社名

直筆での署名または
電子入力した署名に押印

〇〇〇〇〇株式会社

氏名

代表取締役 環境太郎

印

(署名または押印。法人にあつては会社名及び代表者の氏名)



公益財団法人 東京都環境公社
環境共生部 環境事業課 微量 PCB 助成金担当

TEL 03-3649-8541
FAX 03-3644-2260